

流水の町ひまわり基金法律事務所報酬基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、弁護士の報酬に関する規程（平成16年2月26日会規第68号）に基づいて、流水の町ひまわり基金法律事務所（北海道紋別市花園町2丁目1番20号）に備え置く報酬基準（以下「本報酬基準」という。）であり、依頼者、相談者その他の者（以下「依頼者等」という。）に報酬額等を明示することを目的とする。

この基準は、当事務所所属弁護士（以下、これらを単に「弁護士」という。）が事件を受任する場合に適用される。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料及び日当とする。

2 第1項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話、電子メールによる相談を含む）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者等との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(当事務所または弁護士報酬請求権)

第5条 当事務所または弁護士（以下「弁護士等」という。）は、各依頼者等に対し、弁護士報酬を請求することができる。

- 2 次の各号の1つに該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

ア 依頼者等から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

イ 複数の依頼者等から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

(弁護士報酬の減免・増額等)

第6条 依頼者等が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者等の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、第3章の規定にかかわらず、依頼者等と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。

- 3 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合は、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第7条 法律相談料は、原則として1回当たり5,500円（消費税込）とする。

- 2 前項の規定による法律相談の時間は、原則として1回当たり1時間を上限とする。

(書面による鑑定料)

第8条 書面による鑑定料は、原則として110,000円（消費税込）とする。ただし、事案が特に複雑等の特殊事情があるときは、弁護士等は依頼者等と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第9条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対

象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第10条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ア 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- イ 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- ウ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは7年分の額
- エ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- オ 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- カ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- キ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- ク 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- ケ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- コ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、オ、カ、ク及びケに準じた額。
- サ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- シ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- ス 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- セ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- ソ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、アの規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)。
- タ 建物明渡請求事件においては、キの基準によるほか、年間賃料(共益費等を含む)の3年分の価額をもって算定することができる。

(経済的利益算定の特則)

第11条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士等は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額する。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1つに該当するときは、弁護士等は、経済

的利益の額を、紛争の実態又は依頼者等の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

ア 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

イ 紛争の解決により依頼者等の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第 12 条 第 10 条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を 800 万円とする。

2 弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者等の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第 13 条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金標準額は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
125 万円以下の部分	11 万円 (税込)	16% + 税
125 万円超 300 万円以下の部分	8 % + 税	16% + 税
300 万円超 3000 万円以下の部分	5 % + 税	10% + 税
3000 万円超 3 億円以下の部分	3 % + 税	6 % + 税
3 億円を超える部分	2 % + 税	4 % + 税

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがある。

3 民事事件につき同一弁護士等が引き続き上訴事件を受任するときは、前 2 項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(調停事件示談交渉事件・督促手続事件)

第 14 条 調停事件及び示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第 1 項及び第 2 項又は第 17 条第 1 項及び第 2 項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の 2 分の 1 まで減額することができる。ただし、内容証明郵便の作成及び発送に伴う簡易な示談交渉については、別に定める。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項又は第 17 条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項又は第 17 条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

4 前 3 項の着手金は、110,000 円(消費税込)を最低額とする。

- 5 督促手続事件の報酬金は、依頼者等が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

(契約締結交渉)

第 15 条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
200 万円以下の部分	110,000 円 (税込)	4 % + 税
200 万円を超え 300 万円以下の部分	2 % + 税	4 % + 税
300 万円超 3000 万円以下の部分	1 % + 税	2 % + 税
3000 万円超 3 億円以下の部分	0.5% + 税	1 % + 税
3 億円を超える部分	0.3% + 税	0.6% + 税

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(離婚事件)

第 16 条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
交渉事件又は調停事件	220,000 円～385,000 円 (税込)	着手金を上限とする金額+経済的利益の 10%+税以内
訴訟又は訴訟に移行した場合	上記金額に 88,000 (税込) を加算	着手金を上限とする金額+経済的利益の 10%+税以内

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第 17 条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士等が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

境界に関する事件の内容	着手金	報酬金
交渉事件、調停事件または筆界特定事件	220,000 円～385,000 円 (税込)	着手金を上限とする金額+経済的利益の 10%以内
訴訟又は訴訟に移行した場合	上記金額に 88,000 円 (税込) を加算	着手金を上限とする金額+経済的利益の 10%+税以内

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第 13 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項

の額を上回るときは、同条の規定による。

- 3 前2項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第18条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士等が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	220,000円～385,000円(税込)
5000万円超の場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額＋税

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - ア 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第13条の規定により算定された額
 - イ 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第13条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第19条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第13条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第13条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
 - 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第13条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
 - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金

及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、110,000円（消費税込）を最低額とする。

（民事執行事件等）

第20条 民事執行事件の着手金は、第13条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第13条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第13条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第13条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第13条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、110,000円（消費税込）を最低額とする。

（事業者の任意整理事件）

第21条 事業者の任意整理事件の着手金は原則として550,000円から825,000円（税込）とする。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金の標準限度額は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価格（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

ア 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%＋税
500万円超1000万円以下の部分	10%＋税
1000万円超5000万円以下の部分	8%＋税
5000万円超1億円以下の部分	6%＋税

イ 依頼者及び依頼者に準ずるものから任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%＋税
5000万円超1億円以下の部分	2%＋税
1億円超の部分	1%＋税

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金の限度額は、第25条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることを認める。

（非事業者の任意整理事件）

第22条 非事業者（事業者であっても、経営形態や規模等の事情からすれば、非事業者の任意整理事

件として処理することが適切であると見られる場合を含む。以下同じ。)の任意整理事件及び過払金請求事件。以下「非事業者の任意整理事件」という。)の着手金の額は、第21条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

債務の状況	着手金	報酬金
一般	1社につき22,000円(税込)×債権者数 但し、最低額を55,000円(税込)とする。	債権者との間で合意が成立した場合等法的に解決した場合には1債権者につき10,000円+税+過払金の(20%+税)

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 非事業者の任意整理事件において、貸金業者に対して過払金返還訴訟を提起するときは、訴訟手続の提起手数料として1件(1社)あたり20,000円+税を加算することができる。
- 4 任意弁済の分割弁済金の支払を代行する場合の手数料額は、金融機関の送金手数料を含め、1回1件1,000円(税込)とする。
- 5 非事業者の任意整理事件において、次に定めるものは別件とする。
 - ア 第3項に定める訴訟以外の訴訟手続を受任する場合
 - イ 任意整理事件が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、別件とする。

(民事再生事件)

第23条 民事再生事件の着手金は、それぞれ次の額とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、同着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ア 事業者の民事再生事件 | 880,000～1,650,000円(税込み) |
| イ 非事業者の民事再生事件 | 440,000円～660,000円(税込み) |

- 2 依頼者等が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者等との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第13条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。ただし、報酬金は依頼者等が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けることができる。
- 4 民事再生法第235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)の着手金は、第1項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は前項の規定を準用する。

(小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の特則)

第24条 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の着手金・報酬金額は、次表のとおりとする。

住宅資金特別条項の有無	着手金	報酬金
なし	275,000～440,000円（税込）	過払金が発生した場合には過払金の20%＋税
あり	330,000円～495,000円（税込）	同上

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件において、貸金業者に対して過払金返還訴訟を提起するときは、訴訟手続の提起手数料として1件（1社）あたり22,000円を加算することができる。
- 4 再生計画の履行を代行する場合の手数料額は、金融機関の送金手数料を含め1件1回1,000円（税込）とする。
- 5 民事再生の申立をしたが再生計画の許可が得られず、自己破産へ移行した場合には、別に自己破産事件の着手金を受領することができる。ただし、事情によりこれを減額し、または免除することがある。

（事業者の倒産整理事件）

第25条 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、上記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、上記着手金に含まれる。

ア 自己破産事件	550,000円～2,200,000円（税込）
イ 自己破産以外の破産事件	550,000円～2,200,000円（税込）
ウ 会社整理事件	1,100,000円～2,200,000円（税込）
エ 特別清算事件	1,100,000円～2,200,000円（税込）
オ 会社更生事件	2,200,000円～4,400,000円（税込）

- 2 前項の各事件の報酬金は、第13条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項ア及びイの事件は、依頼者等が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

（非事業者の自己破産事件の特則）

第26条 非事業者の自己破産事件の着手金・報酬金額は、次表のとおりとする。

手続	着手金	報酬金
同時廃止	220,000円～330,000円（税込）	過払金が発生した場合には

		過払金の 20% + 税
任意配当または個人管財となった場合	上記着手金に 55,000 円 (税込) を追加する。	同上

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人あたりの着手金額は、第1項の金額から原則として 55,000 円 (税込) 相当を減額した金額とする。会社とその代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。
- 4 非事業者の自己破産事件において、貸金業者に対して過払金返還訴訟を提起するときは、訴訟手続の提起手数料として1件(1社)あたり 22,000 円 (税込) を加算することができる。
- 5 任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみ受領する。この場合、任意整理の着手金との過不足を清算する。
- 6 個人再生の委任を受けたが再生計画の認可決定が得られず自己破産を改めて申し立てざるを得なくなったときは、個人再生の着手金と別途に自己破産の着手金を受領することができる。ただし、事情によりこれを減額し、または免除することがある。

(行政上の不服申立事件)

- 第 27 条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第 13 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。
- 2 前項の着手金は、110,000 円 (税込) を最低額とする。

第 2 節 成人刑事事件

(成人刑事事件の着手金)

第 28 条 成人刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
事案簡明な事件	165,000 円～385,000 円 (税込)
事案複雑・困難等の事件	385,000 円～1,100,000 円 (税込)
保釈・準抗告・勾留理由開示請求などの法的手続をする場合	上記金額に 44,000 円 (税込) を加算
再審請求事件	330,000 円～1,100,000 円 (税込)

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が 2 ないし 3 開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当

な範囲内で増減額することができる。

(刑事事件の報酬金)

第 29 条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	着手金を上限とする金額
		求略式命令	同上
	起訴後	刑の執行猶予	同上
		刑の軽減	同上
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	着手金の 1.5 倍を上限とする金額
		求略式命令	同上
	起訴後 (再審事件を含む)	無罪	着手金の 3 倍を上限とする金額
		刑の執行猶予	着手金の 1.5 倍を上限とする金額
		刑の軽減	同上
	検察官上訴の棄却	着手金の 2 倍を上限とする金額	
再審請求事件		再審開始	着手金の 4 倍を上限とする金額

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(刑事事件につき同一弁護士等が引き続き受任した場合等)

第 30 条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士等が起訴後の事件を受任するときは、第 28 条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 とする。

- 2 刑事事件につき同一弁護士等が引き続き上訴事件を受任するときは、前 2 条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士等は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第 31 条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第 29 条の規定を準用する。

(告訴、告発等)

第32条 告訴、告発、檢察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手續の着手金は、1件につき100,000円+税以上とし、報酬金は、依頼者等との協議により受けることができる。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第33条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
事案簡明な事件	220,000円～440,000円(税込)
事案複雑・困難等の事件	385,000円～1,100,000円(税込)
抗告、再抗告及び保護処分取消などの法的手続をする場合	上記金額に55,000円～110,000円(税込)を加算
再審請求事件	330,000円～1,100,000円(税込)

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	着手金の3倍を上限とする金額
その他(保護観察・試験観察・児童自立支援施設送致・少年院送致等)	着手金を上限とする金額

3 弁護士等は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者等と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士等が引き続き受任した場合)

第34条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

2 少年事件につき、同一弁護士等が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士等は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士等が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第四章 手数料

(手数料)

第35条 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第10条ないし第12条の規定を準用する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	220,000円～330,000円（税込）
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士等と依頼者等との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 110,000円（税込） 300万円超3000万円以下の部分 1%＋税 3000万円超3億円以下の部分 0.5%＋税 3億円を超える部分 0.3%＋税
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第14条又は第18条ないし第20条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	55,000円＋税
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士等と依頼者等との協議により定める額
家事審判	相続放棄の申述	66,000円＋税～132,000円（税込）
	成年後見人・保佐人・補助人選任申立	132,000円＋税～330,000円（税込）
	各種財産管理人選任申立	同上
	その他簡易な家事審判	同上

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査（含；事実関係調査）	基本	55,000円～200,000円（税込）
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士等と依頼者等との協議により定める額
契約書類及びこれに準	定型	経済的利益の額が1000万円未満のも
		55,000円～110,000円（税込）

ずる書類の作成		の	
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	110,000円～220,000円(税込)
		経済的利益の額が1億円以上のもの	220,000円～440,000円(税込)
	非定型	基本	300万円以下の部分 110,000円(税込) 300万円超3000万円以下の部分 1%+税 3000万円超3億円以下の部分 0.3%+税 3億円を超える部分 0.1%+税
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士等と依頼者等との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に33,000円(税込)を加算する。
内容証明郵便作成	基本		44,000円(税込)
	簡易な交渉を伴う場合		55,000円+税
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		55,000円+税～22,000円(税込)
遺言書作成	基本(定型)		88,000円～220,000円(税込)
	非定型(複雑又は特殊な事情がある場合等)	遺産額300万円以内	220,000円～330,000円(税込)
		遺産額3000万円以内	330,000円～550,000円(税込)
		遺産額3000万円超	550,000円～1,100,000円(税込)
	公正証書にする場合		上記手数料に30,000円+税を加算する。
遺言執行	基本	遺産額300万円以内	200,000円+税～400,000円+税
		遺産額3000万円以内	300,000円+税～600,000円+税
		遺産額3000万円以内	500,000円+税～1,000,000円+税
		遺産額3億円超	800,000円+税～2,000,000円+税
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士等と受遺者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。た	

		<p>だし、合併又は分割については 2,200,000 円（税込）を、通常清算については 1,100,000 円（税込）を、その他の手続については 110,000 円（税込）を、それぞれ最低額とする。</p> <p>1000 万円以下の部分 4%+税 1000 万円超 2000 万円以下の部分 3%+税 2000 万円超 1 億円以下の部分 2%+税 1 億円超 2 億円以下の部分 1%+税 2 億円超 2 0 億円以下の部分 0.5%+税 2 0 億円を超える部分 0.3%+税</p>
会社設立等 以外の登記 等	申請手続	1 件 55,000 円（税込）。ただし、事案によっては、弁護士等と依頼者等との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1 通につき 1,000 円（税込）とする。
株主総会等 指導	基本	220,000～440,000 円（税込）
	総会等準備も指導する場合	440,000 円～660,000 円（税込）
現物出資等証明		1 件 220,000～330,000 円（税込）。ただし出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士等と依頼者等との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		<p>次により算定された額。ただし損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士等は依頼者等との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p> <p>給付金額が 150 万円以下の場合 30,000 円+税 給付金額が 150 万円超の場合 給付額の 2%+税</p>

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、手数料の額を、依頼者等の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（任意後見及び財産管理・身上監護）

第 36 条 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

- 1 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者等の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者等の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、前条第 2 号の法律関係調査に関する規定を準用する。

- 2 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その額は次表のとおりとする。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの基準の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者等が日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合	月額 22,000 円 (税込)
依頼者等が日常生活を営むのに必要な基本的事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額 33,000 円 ～88,000 円 (税込)

- 3 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者等の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、移動時間に応じ、1回あたり下記の表のとおりとする。

片道 30 分～1 時間程度	165,000 円 (税込)	片道 1 時間半～2 時間程度	33,000 円 (税込)
片道 1 時間～1 時間半程度	22,000 円 (税込)	片道 2 時間超	55,000 円 (税込)

- 4 前3項の定めにかかわらず、弁護士等は、諸般の事情を考慮し、依頼者等と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第5章 時間制

(時間制)

第37条 弁護士等は、依頼者等との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに11,000円（税込）以上とする。
- 3 弁護士等は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士等の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士等は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者等から相当額を預かることができる。

第6章 講演料

(講演料)

第39条 当事務所所属弁護士が、法令解説、法学教育、職業紹介、法的啓蒙その他の講演または講義を行う場合、その報酬を講演料とする。

- 2 講演料は、原則として講演時間1時間ごとに33,000円（税込）とする。ただし、講演の内容、講演の準備に要する時間等、諸般の事情を考慮し、依頼者等と協議の上、前項の額を適正

妥当な範囲内で増減することができる。

- 3 前2項の規定は、依頼者等が講演料の基準を有しているときに、その基準に従うことを妨げない。

第7章 日当

(日当)

第40条 日当は、次表のとおりとする。

拘束時間 1時間以内	5,500円(税込)
拘束時間 1時間を超え4時間以内	20,000円(税込)
拘束時間 4時間を越える場合	40,000円(税込)

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士等は、概算により、あらかじめ依頼者等から日当を預かることができる。
- 4 弁護士等は、日当とは別に交通費その他の実費を受領することができる。

(出廷日当・接見日当)

第41条 弁護士等は、1つの事件について、5回を超えて裁判所等に期日等のため出頭したときは、5回を超えた部分について、依頼者等に出廷日当を求めることができる。ただし、前条の日当を受領するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、受任事件が刑事・少年事件の場合で、5回を超えて当事務所所属弁護士が接見に赴いたときにこれを準用する。なお、この場合の5回とは、接見及び裁判所等に期日等のため出頭した回数を合算したものを計算の基礎とする。
- 3 出廷日当・接見日当は、出頭・接見1回あたり3,300円(税込)とする。
- 4 弁護士等は、日当とは別に交通費その他の実費を受領することができる。

(出張法律相談日当)

第42条 弁護士等は、依頼者の求めに応じ、当事務所以外の場所で法律相談を行うときは、法律相談料に加え、出張法律相談日当を求めることができる。

- 2 出張法律相談日当は、次表のとおりとする。

移動時間が往復30分以内	5,500円(税込)
移動時間が往復30分～1時間程度	11,000円(税込)
移動時間が往復1時間を超え2時間以内	16,500円(税込)
移動時間が往復で2時間を超える場合	22,000円(税込)

- 3 前項の規定にかかわらず、弁護士等は、依頼者等と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 4 弁護士等は、日当とは別に交通費その他の実費を受領することができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第43条 弁護士は、依頼者等に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士等は、概算により、あらかじめ依頼者等から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第44条 弁護士等は、出張のための交通機関については最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能(次条に規定する処理の中止を含む)により途中で終了したときは、受任弁護士等は依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士費用等の全部または一部を返還し、または弁護士費用等の全部もしくは一部を請求するものとする。

2 前項における弁護士費用等の返還又は請求の額を算定するにあたっては、事件等の処理の終了原因に関する依頼者及び受任弁護士の責任の程度、委任事務の重要な部分にかかる処理の終了の有無等を考慮するものとする。

(事件等処理の中止等)

第46条 依頼者等が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士等は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士等は、あらかじめ依頼者等にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第47条 依頼者等が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士等は、依頼者等に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者等に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士等は、すみやかに依頼者等にその旨を通知しなければならない。

附 則

第1条 本報酬基準は、令和6年7月1日から施行する。